

別紙 1

田瀬地域コミュニティ会議規約

(目的)

第1条 自ら考え、自ら行動し、自ら解決する地域住民として自覚し、住みよい地域社会

をつくるとともに地域福祉の向上及び推進を図ることを目的に、田瀬地域にその推進組織となる地域コミュニティ会議を設置する。

(名称)

第2条 名称は、田瀬地域コミュニティ会議（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、田瀬振興センター内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域の生活基盤整備に関する事業
- (2) 地域の生活環境、自然環境の保全に関する事業
- (3) 地域の防災に関する事業
- (4) 地域の保健衛生・福祉に関する事業
- (5) 地域の生涯学習に関する事業
- (6) 地域の産業振興に関する事業
- (7) 地域のコミュニティに関する事業及びその他目的達成に必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 専門部長 7名
- (5) 監事 2名

2 本会に必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。

(役員の選出)

第6条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項の役員は、総会で選出する。
- (2) 会長は、顧問を委嘱するときは総会に報告するものとする。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときはこれを代理する。
- (3) 事務局長は、本会の会計、庶務を担当するものとする。
- (4) 専門部長は、専門部会の事務事業計画の策定を担当するものとする。
- (5) 監事は、本会の会計を監査し総会にこれを報告する。

2 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員に欠員が生じたときは、役員の補充をすることができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、総会は毎年1回、役員会は必要に応じて隨時開催するものとする。

2 会議の開催は、会長が招集するものとする。

3 本会の代議員の半数以上から要請があったとき、又は会長が必要と認めるときは臨時に総会を開催することができる。

(総会)

第9条 総会は、各行政区自治会から選任された田瀬地域コミュニティ会議代議員で構成する。

(1) 田瀬第1行政区自治会 代議員定員 5名

(2) 田瀬第2行政区自治会 代議員定員 5名

(3) 田瀬第3行政区自治会 代議員定員 5名

2 総会は、代議員の半数以上の出席者をもって成立する。

3 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとする。

4 総会の議長は、出席者の中から選出するものとする。

5 総会には次の案件を付議するものとする。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) 役員の選出

(4) 規約の改正

(5) その他本会に関する重要な事項

(役員会)

第10条 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議する案件

(2) 事業の進捗審議及び事業評価

(3) その他会長が必要と認めた事項

(専門部会)

第11条 本会に次の専門部会を置き、その主な所掌は次のとおりとする。

(1) 総務企画部会

- ・ 地域内情報の推進に関すること
- ・ 各種団体の活動支援に関すること
- ・ 男女共生の地域づくりの推進に関すること
- ・ 他の部会に属さない事項に関すること

(2) 生活環境部会

- ・ 自然環境にやさしい地域づくりに関すること
- ・ 公衆衛生の推進に関すること
- ・ 快適な生活環境づくりに関すること
- ・ 交通安全施設の整備に関すること

(3) 保健福祉部会

- ・ 各種健康診断の受診推進に関すること
- ・ 高齢者・障がい者・児童福祉の推進に関すること
- ・ 地域の食育推進に関すること

(4) 産業振興部会

- ・ 地域資源を活用した特産品の開発に関すること
- ・ 地産地消の推進に関すること

- ・ 体験型誘客推進に関すること
- (5) 建設部会
- ・ 道路環境整備に関すること
 - ・ がけ崩れ等危険箇所対策に関すること
- (6) 防災部会
- ・ 地域防災の推進に関すること
 - ・ 消火器・火災報知機の設置促進に関すること
- (7) 教育振興部会
- ・ 生涯学習の推進に関すること
 - ・ 地域内の各種スポーツ振興に関すること
- 2 専門部会の部員は、専門部長（以下「部長」という。）と協議のうえ会長が委嘱する。
ただし、一専門部につき部員6名以内とする。
- 3 専門部会は、部長が招集し会議の議長となる。
- 4 専門部会に部長を補佐するため副部長を置く。ただし、副部長は部長が指名する。
- 5 各専門部会は、毎年度実施する事業の立案及び事業の進捗管理をする。

(会計)

- 第12条 本会の経費は、市の交付金、その他収入をもって充てる。
2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(手当)

- 第13条 本会の役員のうち会長に手当を支給する

(情報公開)

- 第14条 本会の会議は全て公開する。
2 市民は、本会の議事録又は活動記録を閲覧することができる。

(委任)

- 第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年4月21日から施行する。
(経過措置)
- 2 第9条第1項の規定は設立総会以後の総会に適用するものとし、田瀬地域コミュニティ会議設立総会における代議員については、田瀬コミュニティ会議設立準備委員会で選任された者とする。